

在宅療養支援診療所について

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準に適合する在宅療養支援診療所として届出を行っています。

在宅で療養される患者様が安心して療養を継続できるよう、次の体制を整備しています。

- * 24 時間連絡を受けることができる体制
- * 必要に応じて 24 時間往診を行うことができる体制
- * 訪問看護ステーションと連携し、24 時間訪問看護を提供できる体制
- * 緊急時に入院が必要となった場合に備え、連携医療機関と協力できる体制

患者様の病状や療養状況に応じて、関係する医療機関、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等と連携し、適切な在宅医療を提供します。

2026 年 6 月
長久手こせんじょう整形
院長 大野木宏洋